

江東区自転車保管場所及び自転車コールセンター業務委託

プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

区内では、駅周辺等における自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。以下、同じ。）の放置を防止し、良好な都市環境の確保と街の美観維持を図るため、放置自転車対策事業に取り組んでおり、その一環として放置自転車の撤去を行っている。

自転車保管場所では、撤去した自転車を保管及び、返還する業務を行い、また、自転車コールセンターでは、放置自転車の撤去等に関する問い合わせや意見を総合的に受け付ける業務を行っている。いずれも直接区民等と接し、江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例及び同法施行規則に熟知した高度な知識や専門的なスキルが必要となる極めて重要な業務であり、適切かつ迅速な対応が求められている。

以上のことから、自転車保管場所及び自転車コールセンターを一体で運営し、連携して円滑に業務を遂行することができる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区自転車保管場所及び自転車コールセンター業務委託
 - (2) 業務内容 別紙1『仕様書』のとおり
 - (3) 委託上限額 65,671,708円（税込）
 - (4) 契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日
- ※ ただし、履行状況が良好であり、仕様及び価格に変更がない場合は、原則として2か年度に限り契約を更新することができる。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつ

ては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定の「ISMS」適合制度の認証、又は「プライバシーマーク」を取得している者であること。

4 対象施設

下記施設の業務を委託する。別紙2『案内図・施設詳細図』も参照すること。

- (1) 江東区夢の島自転車保管場所
所在地：江東区夢の島1-1-2
面積：5,422㎡
収容台数：最大4,519台
施設概要：撤去した自転車を保管する施設
- (2) 江東区毛利一丁目自転車保管場所
所在地：江東区毛利1-21-13
面積：2,304㎡
収容台数：最大880台
施設概要：撤去した自転車を保管する施設
- (3) 江東区自転車コールセンター
所在地：江東区内指定場所
※所在地は非公開
施設概要：放置自転車対策に係る電話対応を行う施設

5 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年9月1日（火）～令和8年10月1日（木）
- (2) 質問受付期間
令和8年9月1日（火）～令和8年9月15日（火）午後5時必着

- (3) 現地見学会（任意）
令和8年9月8日（火）午前中を想定
※荒天等により延期又は中止となる場合がある。
- (4) 質問回答期限
令和8年9月24日（木）
- (5) 参加表明書の提出期限
令和8年10月1日（木）午後5時必着
- (6) 企画提案書等の提出期限
令和8年10月1日（木）午後5時必着
- (7) 第1次審査
令和8年11月5日（木）
- (8) 第1次審査結果通知
令和8年11月5日（木）
- (9) 第2次審査
令和8年11月16日（月）
- (10) 最終選定結果通知
令和8年11月17日（火）

6 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間 : 令和8年9月1日（火）～令和8年10月1日（木）
 - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間 : 公募開始～令和8年9月15日（火）午後5時必着
 - イ 質問方法 : 持参・郵便・FAX又は電子メールにより、下記「14」に記載の担当部署まで提出すること。
※上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること
※質問書は、区が別途指定する様式（様式1）により作成・提出すること
※電子メールで質問書を送付する場合の件名は、以下のとおりとすること
【質問書】江東区自転車保管場所及び自転車コールセンター業務委託プロポーザルに係る質問について
 - ウ 回答期限 : 令和8年9月24日（木）

- エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載する。
質問者に対する個別の回答は行わない。
なお、一括で回答することとし、都度回答は行わない。
- オ 現地見学会 : 現地見学会へ参加を希望する場合は、令和8年9月7日（月）16時までに、下記「14」に記載の電話、又は電子メールにて区へ連絡すること。
集合日時や実施場所等の詳細（延期又は中止連絡含む）については、現地見学会への参加を希望した事業者へ9月7日（月）17時までに連絡する。また、延期の場合は再度、区ホームページ等で周知を行う。
現地見学の際は利用者の迷惑になる行為や現委託事業者への質問等、業務や応募における公平性の保持の妨げにならないよう留意すること。
なお、現地見学会の参加の有無は選定結果に影響しない。

（3）応募書類の提出

① 参加表明書

- ア 提出期限 : 令和8年10月1日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※提出先は下記「14」に記載の担当部署まで
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること
※提出期限内に限り、提出した書類の変更及び再提出を可とする。

② 企画提案書等

- ア 提出期限 : 令和8年10月1日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※提出先は下記「14」に記載の担当部署まで
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること

7 提出書類

- （1）参加表明書 1部
- （2）企画提案書 正本1部 副本10部

- (3) 価格提案書（見積書） 正本1部 副本10部
- ※ 価格提案書（見積書）の様式は任意とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。
 - ※ 見積金額については、総額のみを示す「一式見積」での記載は認めず、提案内容に基づき、人件費、業務内容ごとの経費等、内訳が分かる形で記載すること。
- (4) 人員配置体制計画書 正本1部 副本10部
- ※ 別紙5『自転車保管場所等活動実績』を参考に提案すること。
 - ※ 業務の再委託を予定している場合、その業務と再委託先の名称についても記入すること。
- (5) 法人概要の書類 1部
- ※ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）や事業のパンフレット等
- (6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 1部
- (7) 経営状況を証明する書類 1部
- ア 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - イ 貸借対照表（直近3か年分）
 - ウ 損益計算書（直近3か年分）
 - エ 販売費一般管理費内訳書（直近3か年分）
- (8) 再委託業務計画書 正本1部 副本10部
- ※ 業務を再委託する場合のみ提出すること。
- (9) 共同事業体協定書兼委任状 正本1部 副本10部
- ※ 共同事業体の方式にて事業を行う場合、提出すること。
また、共同事業体となる理由も添付すること。
- (10) その他
- 提出書類の宛先は自転車保管場所等業務委託事業者選定委員会委員長とすること。
- 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とし、上記（2）企画提案書は片面20枚以内（表紙を除く）とすること。また、提出書類はA4ファイルに綴じ、提出を行うこと。

8 企画提案書等作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「5. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書は別紙3『提案事項』の内容を必ず含んだものを作成すること

- (4) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (5) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (6) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。

9 評価方法

(1) 評価基準

別紙4「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙4「評価基準」に基づいて評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について別紙4「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に上位3事業者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和8年11月5日（木）までに全ての参加者に電子メールにより通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は3名までとする。

なお、パソコン等を用いた説明を基本とし、パソコン等その他必要機器は説明者の持込みとする。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、(3)(4) 各々において総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知

第2次審査の結果は、令和8年11月17日(火)までに第2次審査の参加者に電子メールにより通知する。

11 契約手続

(1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

ア (1) 以外の参加者の名称はABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

13 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「14. 担当」に連絡の上、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

- (2) すべての提出書類について、提出期限を超過した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (7) 提出書類は、提出者の審査以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出書類は、江東区情報公開条例に基づく公文書の開示請求の対象となる。
- (8) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (9) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (10) 本業務の実施及び予算額については、令和9年第1回区議会定例会における令和9年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

14 担当

江東区土木部地域交通課自転車対策係 小寺、関根、新倉

電話：03-3647-4789

FAX：03-3647-9287

メール：4704020@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

以上